

平成25年6月11日
中部地方整備局

インターチェンジの追加設置について

～長野県1箇所・静岡県1箇所の追加ICを決定～
～岐阜県3箇所・静岡県6箇所・愛知県1箇所のスマートICの追加を決定～

インターチェンジの設置の連結許可申請等のあった下記箇所について、国土交通大臣より設置の許可等を行いましたのでお知らせします。

中部地方整備局管内では、下記の追加インターチェンジ（無料区間）2箇所、スマートインターチェンジ10箇所を新たに設置することとなりました。

記

○追加インターチェンジ（無料区間）の設置箇所：2箇所

- 三遠南信自動車道 うしのり 氏乗IC（長野県喬木村）
- 三遠南信自動車道 うらかわ 浦川IC（静岡県浜松市）

○スマートインターチェンジの設置箇所：10箇所

- 名神高速道路 あんぼち 安八スマートIC（岐阜県安八町）
- 名神高速道路 ようろう 養老SAスマートIC（岐阜県養老町）
- 東海環状自動車道 ぎふみわ 岐阜三輪スマートIC（岐阜県岐阜市）
- 東名高速道路 とうめいしずおかひがし 東名静岡東スマートIC（静岡県静岡市）
- 東名高速道路 みかたはら 三方原スマートIC（静岡県浜松市）
- 東名高速道路 かんざんじ 館山寺スマートIC（静岡県浜松市）
- 新東名高速道路 おやま 小山スマートIC（静岡県小山町）
- 新東名高速道路 するがわんぬまづ 駿河湾沼津スマートIC（静岡県沼津市）
- 新東名高速道路 しんいわた 新磐田スマートIC（静岡県磐田市）
- 東名高速道路 かみごう 上郷スマートIC（愛知県豊田市）

※名称は仮称であり、正式な名称は、地元や利用者のご意見等も踏まえて決定されます。

【添付資料】資料-1（一覧表）、資料-2（箇所図）、参考資料（手続き）

【配布場所】中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、飯田市役所記者クラブ

<問い合わせ先> 国土交通省 中部地方整備局

（追加IC（無料区間）について） 道路部 道路計画課長 たなか はじめ 田中 創
電話 052-953-8168

（スマートICについて） 道路部 地域道路課長 たなばし ますみ 棚橋 真澄
建設専門官 いはら やすゆき 伊原 泰之

電話 052-953-8170

中部地方整備局管内 追加インターチェンジ(無料区間)・スマートインターチェンジ一覧表

■追加インターチェンジ(無料区間)^{※1}一覧表

No.	インターチェンジの名称(仮称) ^{※2}	路線名 ^{※3}	申請者	連結位置
1	うじのり 氏乗インターチェンジ	一般国道474号 三遠南信自動車道 飯橋道路(飯田東IC～喬木IC間)	喬木村長	長野県下伊那郡喬木村
2	うらかわ 浦川インターチェンジ	一般国道474号 三遠南信自動車道 佐久間道路・三遠道路(佐久間IC～東栄IC間)	浜松市長	静岡県浜松市

※1 追加インターチェンジ(無料区間)とは、直轄で建設・管理する区間の高速道路に追加整備するインターチェンジです。

※2 追加インターチェンジの名称は仮称であり、正式な名称は、地元や利用者のご意見等も踏まえて決定されます。

※3 未供用のIC、JCTは仮称です。

■スマートインターチェンジ^{※1}一覧表

No.	インターチェンジの名称(仮称) ^{※2}	路線名 ^{※3}	申請者	連結位置	備考 ^{※3}
1	あんばち 安ハスマートインターチェンジ	名神高速道路 (岐阜羽島IC～大垣IC間)	安八町長	岐阜県安八郡安八町	本線直結型
2	ようろう 養老SAスマートインターチェンジ	名神高速道路 (養老JCT～関ヶ原IC間)	養老町長	岐阜県養老郡養老町	SA・PA接続型 (養老サービスエリア)
3	ぎふみわ 岐阜三輪スマートインターチェンジ	東海環状自動車道 (関広見IC～高富IC間)	岐阜市長	岐阜県岐阜市	SA・PA接続型 (岐阜パーキングエリア)
4	とうめいしずおかひがし 東名静岡東スマートインターチェンジ	東名高速道路 (清水IC～静岡IC間)	静岡市長	静岡県静岡市	本線直結型
5	みかたはら 三方原スマートインターチェンジ	東名高速道路 (浜松IC～浜松西IC間)	浜松市長	静岡県浜松市	SA・PA接続型 (三方原パーキングエリア)
6	かんざんじ 館山寺スマートインターチェンジ	東名高速道路 (浜松西IC～三ヶ日IC間)	浜松市長	静岡県浜松市	本線直結型
7	おやま 小山スマートインターチェンジ	新東名高速道路 (秦野IC～御殿場IC間)	小山町長	静岡県駿東郡小山町	SA・PA接続型 (小山パーキングエリア)
8	するがわんぬまづ 駿河湾沼津スマートインターチェンジ	新東名高速道路 (長泉沼津IC～新富士IC間)	沼津市長	静岡県沼津市	SA・PA接続型 (駿河湾沼津サービスエリア)
9	しんいわた 新磐田スマートインターチェンジ	新東名高速道路 (遠州森町スマートIC～浜松浜北IC間)	磐田市長	静岡県磐田市	本線直結型
10	かみごう 上郷スマートインターチェンジ	東名高速道路 (豊田JCT～豊田IC間)	豊田市長	愛知県豊田市	SA・PA接続型 (上郷サービスエリア)

※1 スマートインターチェンジとは、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、専らETCを搭載した車両が通行することを目的としたインターチェンジです。

※2 スマートインターチェンジの名称は仮称であり、正式な名称は、地元や利用者のご意見等も踏まえて決定されます。

※3 未供用のIC、JCT、SA、PAは仮称です。

中部地方整備局管内 追加インターチェンジ（無料区間）、スマートインターチェンジ箇所

資料-2

凡例

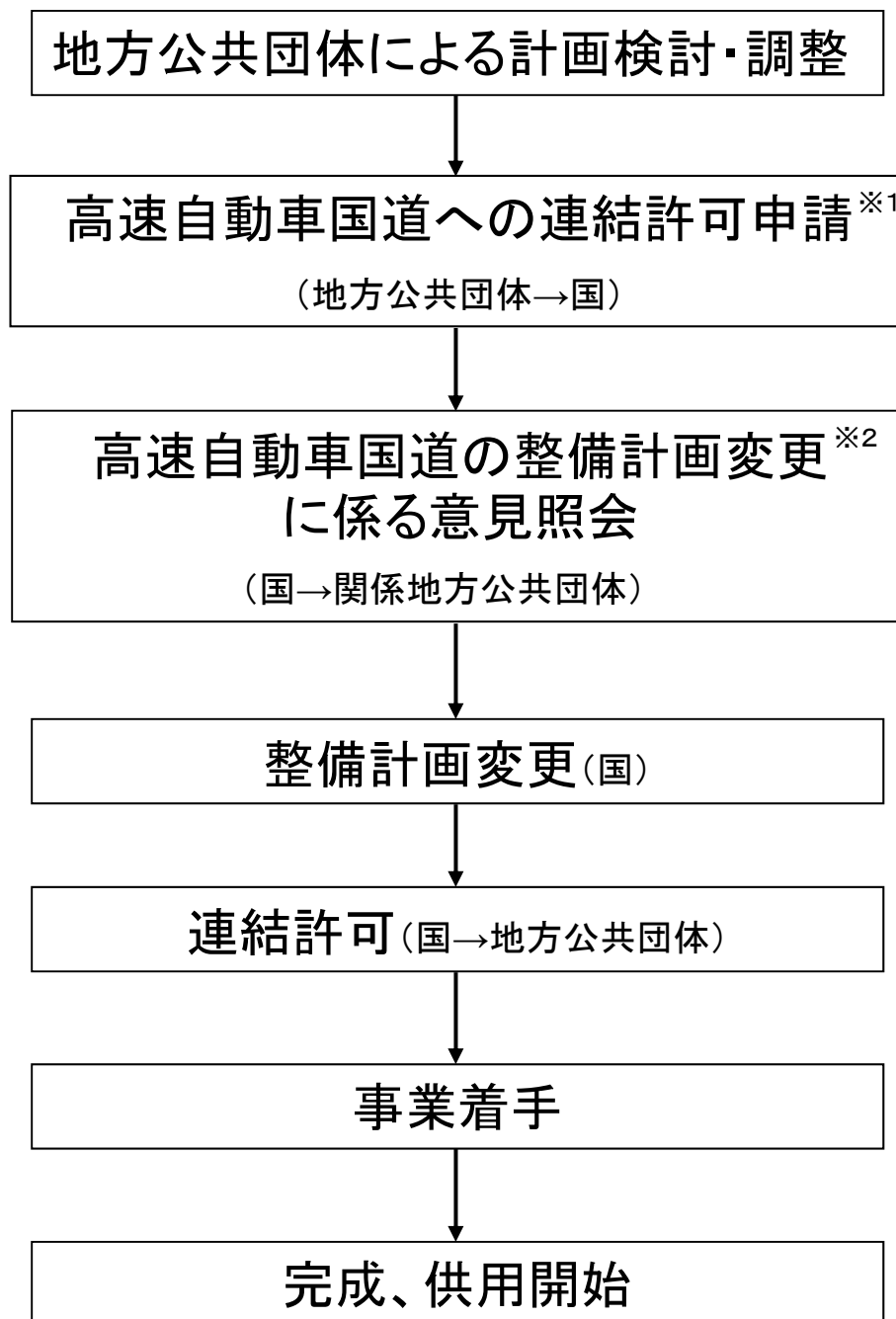
- 今回許可された追加インターチェンジ（無料区間）
- 路線名 IC名
- 今回許可されたスマートインターチェンジ
- 路線名 IC名
 - 供用中
 - 事業中



○ 供用中 8箇所(富士川、遠州豊田、静岡SA、浜松SA、ひるがの高原、亀山PA、鞍ヶ池、五斗蒔)
○ 事業中 5箇所(守山、大井川藤枝、愛鷹、遠州森町、鈴鹿PA)

※未供用のIC、JCT、SA、PAは仮称です

インターチェンジの追加設置手続きについて



- ※1 インターチェンジの追加にあたっては、連結を希望する道路の道路管理者が国土交通大臣に対して連結許可申請を行い、許可を得ることが必要です。
(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2)
- ※2 連結許可を行うにあたっては、高速自動車国道法第5条に規定する「整備計画」に定められている事項のうち、「連結位置及び連結予定施設」を追加記載することが必要です。
- ※3 一般国道自動車専用道路におけるインターチェンジの追加にあたっては、高速自動車国道と同様に、道路法48条の5に基づく連結協議を行った上で、大臣決定に基づく整備計画変更にかかる意見照会及び整備計画変更を経て、連結許可を得ることが必要です。